

# 国家公務員 夜間看護手当の増額要求

## ■ 経緯

- ・ 妊娠～子育て中や、夜勤を希望しない看護職の増加により、夜勤の担い手が減っている。残りのスタッフで夜勤を回すため、夜勤の負担が増えた看護職者が疲弊している。

## ■ 対応策：夜間看護手当の増額

- ・ 夜勤の担い手へのインセンティブ

## ■ 国家公務員の夜間看護等手当の増額要求

|              |              |   |                  |
|--------------|--------------|---|------------------|
| ・ 深夜の全部を含む勤務 | ： 6,800円（現行） | → | 7,300円（請求額+500円） |
| ・ 4時間以上7時間未満 | ： 3,300円     | → | 3,550円（+250円）    |
| ・ 2時間以上4時間未満 | ： 2,900円     | → | 3,100円（+200円）    |
| ・ 2時間未満      | ： 2,000円     | → | 2,150円（+150円）    |

## ■ 今後の課題

- ・ 予算成立までこぎつけること。
- ・ 国家公務員の看護職はかなり限定的。民間の医療機関、施設など看護職全体に波及させ夜間看護手当底上げにつなげること。

## 【報告書】厚生労働省における国会公務員の夜勤看護等手当の増額要求

平成 30 年度予算の概算要求の中では、国家公務員の夜間看護手当が増額要求されました。

昨今、妊娠～子育てをしながらも勤務を継続する看護職の増加をはじめ、様々な理由で夜勤を希望しない看護職者が増加しています。そのため、それを補填する残りの職員の夜勤回数が増加し、夜勤の増加で疲弊しているという声をあちこちで聞きます。

この問題への取り組みの一つとして、看護職の夜間看護手当の増額実現をすすめています。

各地域で看護連盟が主導となり、地元の国会議員にこの声を届け、多くの議員の理解を得られるよう働きかけをしてきました。私自身も、国家公務員の給与を統括している人事院や、看護の問題を扱う厚生労働省について、医療現場が抱えるこの課題を説明し、さらに、多くの議員に知り、理解してもらえるよう説明を繰り返しました。

その第一歩の成果として、国家公務員の夜間看護等手当が増額要求されました。

### ■ 国家公務員の夜間看護等手当の増額要求

|                 |               |                      |
|-----------------|---------------|----------------------|
| ・深夜の全部を含む勤務     | ： 6,800 円（現行） | →7,300 円（請求額、+500 円） |
| ・ 4 時間以上 7 時間未満 | ： 3,300 円     | →3,550 円（+250 円）     |
| ・ 2 時間以上 4 時間未満 | ： 2,900 円     | →3,100 円（+200 円）     |
| ・ 2 時間未満        | ： 2,000 円     | →2,150 円（+150 円）     |

しかし、これはまだ予算の要求の段階です。現場への効果をもたらすには、これが予算案になり、年度末に予算として成立することが必須条件です。また、国家公務員の夜間看護手当の基準に該当するのは、国立ハンセン病療養所及び、国立障害者リハビリテーションセンターに勤務する看護師など対象者が極めて限定的です。

予算として支援され、さらに、民間の医療機関や施設など全国的に夜間看護手当に波及し、全国の看護職全体の底上げにつなげるまで、まだまだ一丸となって声を挙げ取り組みが必要です。